



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成 30 年 11 月 8 日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課 長 戸高 正博
主任監察監督官 齋藤 武馬
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

82 企業に対し、合計 3 億 2,168 万円の支払を指導 ～監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 29 年度）～

北海道労働局（局長 福士 亘）は、このたび、平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果を取りまとめましたので公表します。

平成29年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント（詳細 別紙）

※ 監督指導の結果、労働者に支払われた金額が1企業で100万円以上となった事案を取りまとめたもの

- | | | |
|--|--------------|-----------------|
| 1 是正企業数 | 82企業 | （前年度比 24企業の増） |
| うち1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、7企業（前年度比5企業の増） | | |
| 2 支払われた割増賃金合計額 | 3億2,168万円 | （同 1億3,520万円の増） |
| 3 対象労働者数 | 2,030人 | （同 1,127人の増） |
| 4 支払われた割増賃金の平均額 | 1企業当たり392万円 | |
| | 労働者1人当たり16万円 | |

5 賃金不払残業の解消のための取組事例

労働基準監督署・支署の指導により、企業では、労働者が自己申告した時間外労働時間やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組が行われています。（別紙 3 賃金不払残業の解消のための取組事例 参照）

6 今後の取組

北海道労働局では、引き続き、法定労働条件上の問題点を有する事業場に対して効果的な監督指導を実施する等、賃金不払残業の解消に向けた取組を行っていきます。

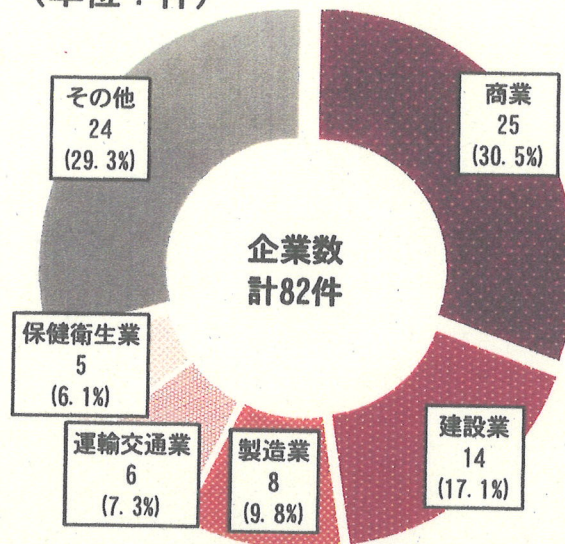
また、悪質な違反を繰り返す事業場に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

1 1 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況 (平成29年度分)

① 業種別の企業数 (単位：件)

1企業当たりの支払われた割増賃金額の平均額

▼
392万円



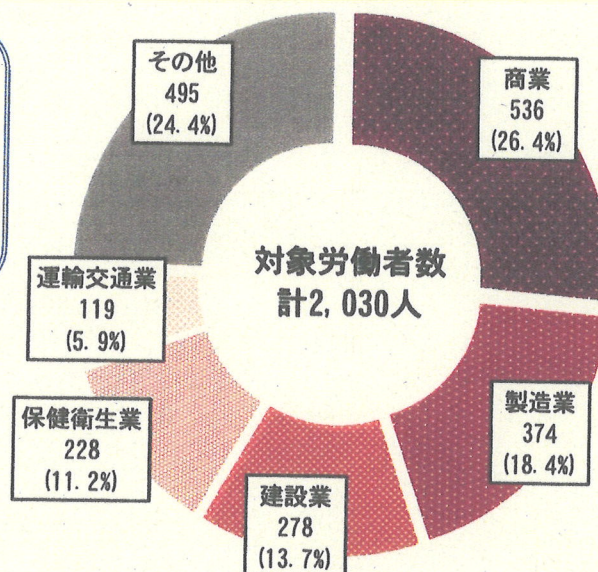
(※) その他の主な内訳

接客娯楽業	4	(4.9%)
清掃・と畜業	4	(4.9%)
教育・研究業	2	(2.4%)
その他の事業	11	(13.4%)

② 業種別の対象労働者数 (単位：人)

労働者1人当たりの支払われた割増賃金額の平均額

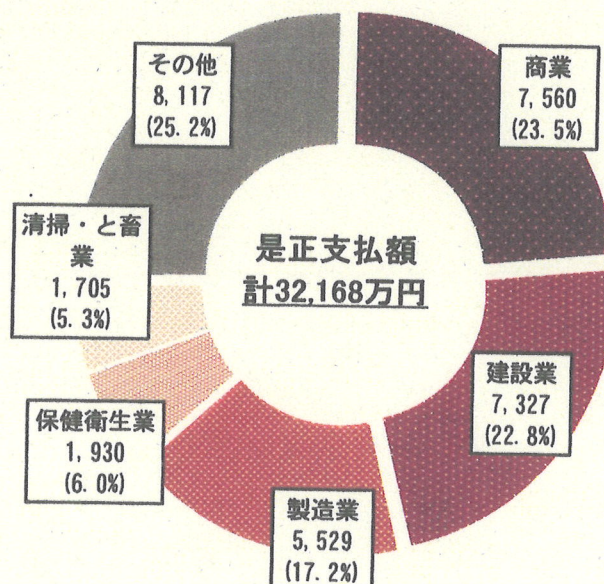
▼
16万円



(※) その他の主な内訳

教育・研究業	119	(5.9%)
金融・広告業	66	(3.3%)
接客娯楽業	63	(3.1%)
その他の事業	204	(10.0%)

③ 業種別の是正支払額 (単位：万円)

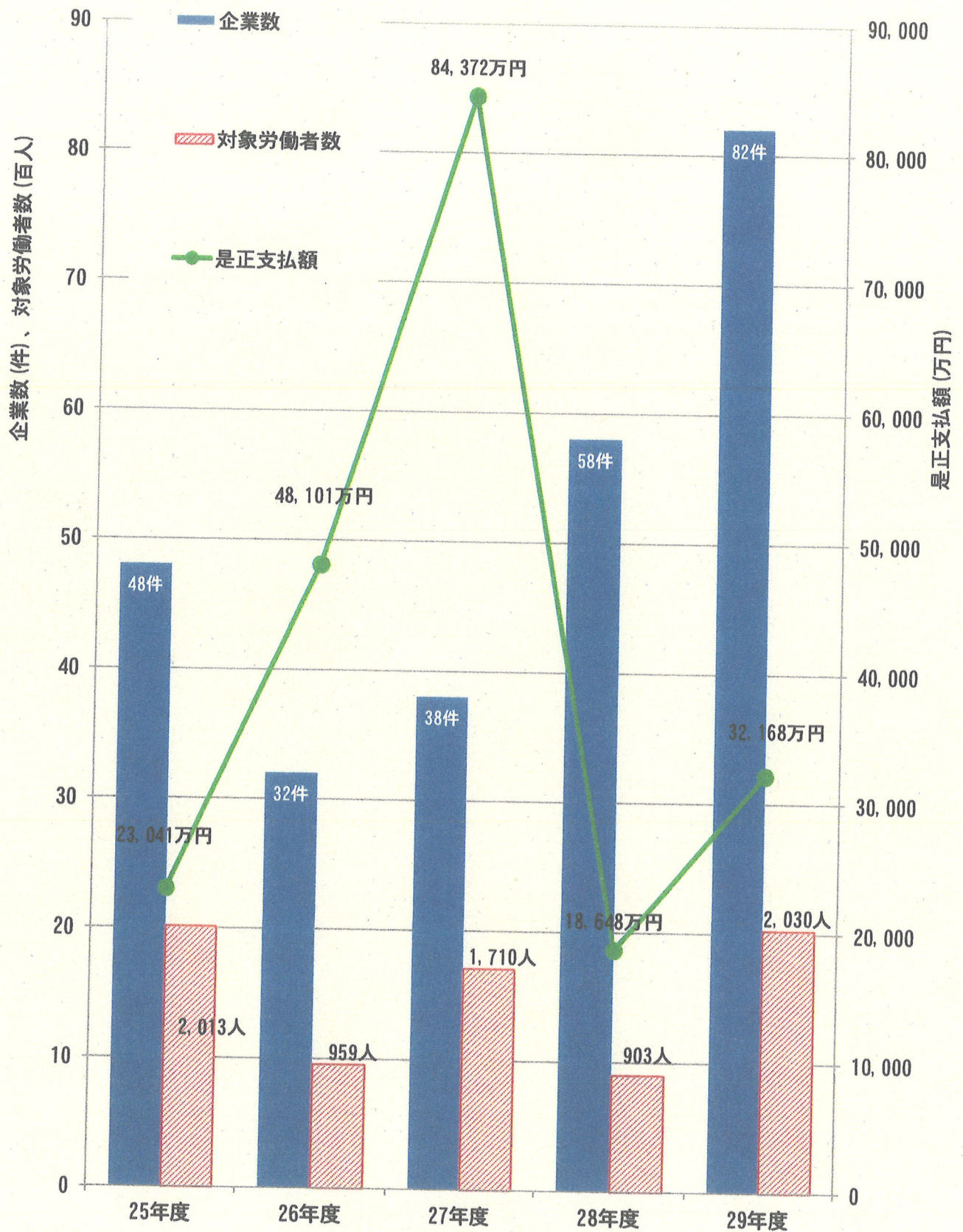


(※) その他の主な内訳

運輸交通業	1,641	(5.1%)
接客娯楽業	1,506	(4.7%)
金融・広告業	436	(1.4%)
その他の事業	4,248	(13.2%)

(注) 対象事業は、北海道内の労働基準監督署・支署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払に係る指導を行った結果、平成29年4月から平成30年3月までの間に、1企業で合計100万円以上の割増賃金の支払がなされたもの

2 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去5年分）



3 賃金不払残業の解消のための取組事例

事例1（業種：食料品製造業）

賃金不払残業の状況

- ◆会社はICカードの記録と労働者が作成する月報等により労働時間を管理していたが、パソコンのログとこれら記録に乖離があり、労働者からのヒアリング調査などから、賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導した。

企業が実施した解消策

- ◆会社は、パソコンのログ記録や労働者に対するヒアリング調査などを基に労働時間の実態調査を行った上で、不払となっていた割増賃金を支払った。
- ◆賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
 - ①事前の申請を行わない場合には時間外労働を行わせないように、管理者に説明するとともに、全労働者に対して周知させた。
 - ②パソコンを使用する業務であったことから、管理者が労働者に説明の上、事前申請のない労働者のパソコンを使用できない状態にする取組みを実施し、意識付けを徹底した。

事例2（業種：教育業）

賃金不払残業の状況

- ◆会社は、タイムカードを使用していたが、賃金を支払っていた残業時間数との間にかい離がみられ、管理者へのヒアリング調査の結果、いわゆる持ち帰り残業や賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導した。

企業が実施した解消策

- ◆労働基準監督署の指導により、会社はタイムカードを基に残業時間を再計算し、不払となっていた割増賃金を支払った。
- ◆賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
 - ①会社の時間管理の方法が原則タイムカードであることを労働者全員に説明するとともに、残業申請・承認書を併用し、その日に行った作業内容等を記載させ、残業時間を適正に把握することにした。
 - ②所定労働時間中の作業量と残業における作業量を確認することにより、行った作業が事業場外で行われているかを把握し、疑いのある労働者に対して、日々個別に残業申請を行うよう呼びかけることとした。